

はじめに

1. 景観とは

景観とは、視覚で捉えられる街並みや、視覚以外で捉えられる音や匂いなど、様々な要素からなる空間「景」を、私たちが眺め、感じる「観」ことです。

「景」：風景や景色の空間そのもの	「観」：風景や景色を眺め感じる事
------------------	------------------

景観は、眺める人の感性や価値観等により捉え方が異なりますが、例えば、樹木のみどりや川など自然のある景観、歴史の風情が感じられる景観、建築物等に統一感のある景観などは、多くの人々が共感し、心地よいと感じることができると言えるでしょう。

このような景観は、地域の自然や歴史・文化、人々の活動や暮らしの表れであり、地域の愛着や誇り、精神的な満足感や快適性などにもつながります。

2. 中野区における景観づくりの必要性

(1) 景観づくりを進める背景

1) 戦後経済成長と都市空間の個性・魅力の減少

戦後、我が国では、高度成長により世界に並ぶ経済発展を成し遂げ、国民生活の豊かさは向上し、数多くのインフラ整備によって利便性の高い都市環境を生み出すことができました。

しかしながら、このような発展の一方で、都市部へ人口が集中し、急速に都市化が進みました。経済性・効率性を重視して都市整備が進められたことで、自然環境や歴史の風情が感じられる街並みなど、本来、地域が持っていた個性や魅力は喪失し、代わりに画一的な都市空間が生み出されることとなりました。

2) 成熟社会における「量」から「質」への意識転換

生活の豊かさが享受できるようになるにつれて、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、都市空間に、うるおい・やすらぎ、心地よさなど、心の豊かさが求められるようになりました。すなわち、都市化社会の時代が終焉し、成熟社会に移行する中で、都市空間の「量」的な充足から、「質」的な充足が重視されるようになりました。

このような意識転換が進む中で、地域の個性や魅力が再認識されるようになるとともに、人々の多様な価値観を満たす都市空間が求められるようになりました。

3) 景観づくりの活発化

地域の個性や魅力が再認識される中、先進的な自治体では、独自の条例を定め、景観誘導に取り組むようになりました。

国では、平成15年（2003年）に「美しい国づくり政策大綱」をまとめ、平成16年（2004年）に「景観法」を制定しました。これにより、各自治体の条例のみで取り組んできた景観誘導に、法的枠組みを付与することが可能となりました。

また、景観を観光誘客等の地域資源として捉え、観光振興をはじめ、地域創生のまちづくりに積極的に活用されるようになりました。

さらに、昨今、「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォークブルなまちなかの形成）」が提唱され、これを実現する上で、景観がより重要な要素となってきています。

このように、景観は、地域の個性や魅力、すなわち、「地域らしさ」を演出するとともに、都市の付加価値を高める重要な資源であり、これを守り、生かし、育て、また、継承していく「景観づくり」が活発化してきています。

(2) 中野区における景観づくりの必要性

平成16年(2004年)の景観法制定に伴い、東京都は平成19年(2007年)に「東京都景観計画」を定め、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、この計画に定める良好な景観の形成に関する方針や具体的な施策に基づき、実効性のある景観形成を行っていくこととしました。

これまで中野区は、平成6年(1994年)に「都市景観ガイドプラン」を策定し、景観づくりの基本目標や指針、景観形成の推進方策を示すとともに、「東京都景観計画」に基づく東京都との連携・協力や、平成21年(2009年)に改定した「中野区都市計画マスタープラン」に定める景観都市づくりの基本方針に基づく取組を進めてきました。

区内には、「神田川」、「江古田の森公園」などの自然資源、「哲学堂公園」「旧野方配水塔」などの歴史的・文化的資源、「中野ブロードウェイ」などのサブカルチャーの集積地や駅周辺のにぎわい空間、みどり豊かな住宅地など、多様な景観資源があります。

また、近年区では、中野駅周辺や西武新宿線沿線などの大規模な都市づくりにより、新たな都市景観が創出されようとしています。

今後、さらに魅力的な景観を形成し、まちへの愛着と誇りを醸成していくためには、中野区固有の特性を生かした景観づくりを推進していくことが必要です。

区では、景観施策の推進にあたり、次の4本柱を掲げ、景観づくりに取り組めます。

1) 中野区固有の特性を生かした空間形成により、中野のアイデンティティを磨く

河川の水とみどりのうるおいが感じられる街並みや、江戸時代から残る神社仏閣等から風情が感じられる街並み、区民の生活や営みから生まれた文化を醸し出す界限空間など、中野区固有の特性を尊重した空間形成は、中野らしい景観形成につながると考えられます。中野のアイデンティティを磨くためにも景観づくりに取り組むことが必要です。

2) 魅力的な空間形成により、地域の活力・にぎわいを創出する

大規模な都市づくりが進む中で、中野の新たな顔となる美しい街並みの創出、商店街や住宅地、河川沿いなどの身近な空間の見え方や印象を整える景観づくりは、魅力的な空間の形成、あるいは心にうるおいや、やすらぎを感じられる空間形成につながると考えられます。このことは、定住意識の高まりや交流人口の増加、地域の活性化などに効果があると考えられることから、地域のにぎわいや活力を創出するためにも、景観づくりに取り組むことが必要です。

3) 街並みの見え方に対する阻害要因を改善する

区は、立地の利便性を生かし大きく発展してきましたが、都市の発展に伴い、暮らしやすい住環境が形成されてきたのと同時に、街並みの見え方や印象を阻害する要因も生じており、こうした阻害要因を改善・予防するためにも景観づくりに取り組むことが必要です。

4) 協働による景観づくりを通じて、中野に対する愛着や誇りを醸成する

景観づくりは、河川や道路、公園等の公共空間での取組だけではなく、区民や事業者による地域での取組も重要であり、協働による景観づくりを通じて、自分のまちの良いところを知るきっかけとなることが考えられます。区民の地域への愛着や誇りを醸成させるためにも景観づくりに取り組むことが必要です。

3. 中野区景観方針とは

(1) 策定の目的と役割

1) 目的

中野区景観方針は、区における景観づくりを進める背景や必要性を踏まえ、区が多くの
人々を惹きつけ、将来にわたって持続的に発展していくため、まちのにぎわいや安全性・
快適性の向上に加え、区民や来街者等にとって魅力的で、住み働く場として誇りと愛着を
持つことができるような優れた都市景観を形成することを目的として策定します。

2) 役割

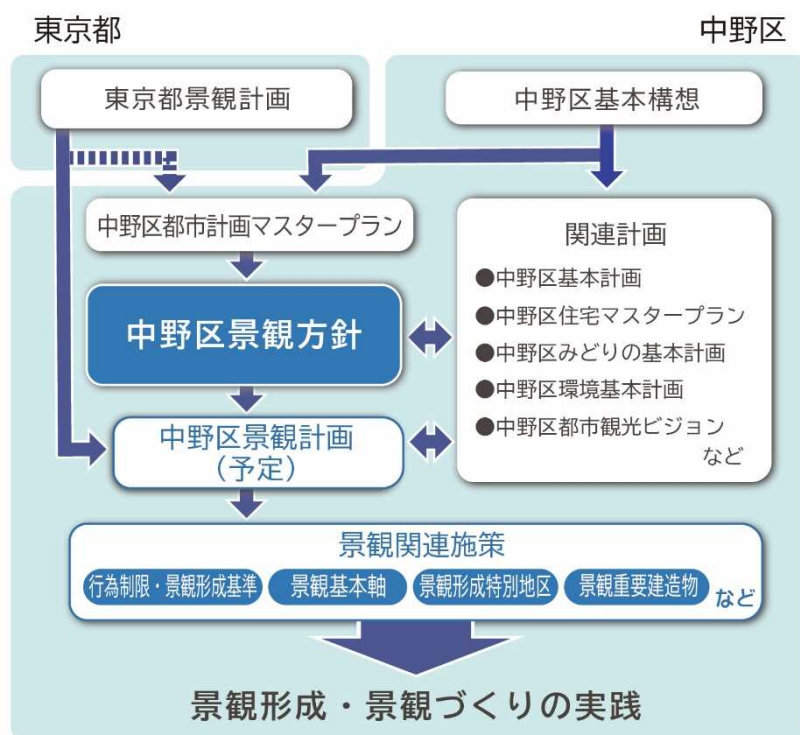
中野区景観方針は、目指す都市景観の実現に向けて、区民等、事業者及び区が、それ
ぞれの役割を果たし、協働で進める景観づくりの基本的な方針です。

区は、本方針で示すロードマップに基づき、景観づくりの推進を図るとともに、地域の
景観資源の掘り起こしや景観づくりの啓発事業等の取組を進めます。

(2) 中野区景観方針の位置づけ

中野区景観方針は、上位計画である「中野区基本構想」や「中野区都市計画マスター
プラン」に即して定めます。

また、「中野区基本計画」や「中野区住宅マスタープラン」、「中野区みどりの基本計画」
等の関連計画や、「東京都景観計画」との整合性を図ります。



(3) 中野区景観方針の構成

中野区景観方針は、区における景観づくりの目指す方向性を示す「景観づくり基本方針」と、実現に必要な施策やロードマップ等を示す「景観づくりガイドライン」で構成します。

はじめに

1. 景観とは

2. 中野区における景観づくりの必要性

3. 中野区景観方針とは

第1章 景観づくり基本方針

1. 中野区における景観の現状

2. 中野区の景観特性

3. 景観づくりの基本目標

4. 景観づくりの基本方針

第2章 景観づくりガイドライン

1. 景観づくりガイドラインの役割

2. 景観形成の展開に向けて

3. 景観づくりロードマップ